

口語詩句奨学金給付に関する規程(口語詩句奨学金規程)

第1章 総則

(根拠)

第1条 公益財団法人佐々木泰樹育英会(以下「本財団」という。)定款第4条第4項に基づき、この規程を定める。

第2章 奨学金の給付

(奨学生の資格)

第2条 本財団から奨学金の給付を受ける者(以下「奨学生」という。)は、日本国籍を有し、日本国内の学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく、中学校(中等教育学校を含む、以下同じ。)、高等学校(中等教育学校、高等専門学校を含む、以下同じ。)、大学(大学院を含む、以下同じ。)に在籍する学生であって、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 口語による詩・アフォリズム・俳句・川柳・短歌に対する創作意欲がある者
- (2) 優れた作品を通じて、文学の発展に寄与するという熱意を有する者
- (3) 応募した年の4月2日時点で28歳以下の者

(奨学金の給付期間及び金額)

第3条 奨学金の給付期間は、理事会が決定する。

2 奨学生の人数及び給付月額は、毎事業年度の事業計画を勘案し、理事会が決定する。

3 奨学金は、第9条第2号、第3号、第4号又は第7号の各規定に該当する場合を除き、返還を要しない。

(奨学生応募手続)

第4条 奨学生志望者は、別途定める口語詩句奨学金応募要領に従い、本財団の指定する書類を本財団に提出する。

(奨学生選考手続)

第5条 理事会は、選考分科会の答申を経て、奨学生となる資格を付与する者(以下「合格者」という。)を選考する。

2 選考分科会は、奨学生志望者について、書類選考を実施した後、面接を実施することができる。

3 選考にあたり、同一人を本財団の複数の奨学金事業における奨学生とすることはできない。ただし、奨学生は本財団の表彰事業における表彰対象者となることはできる。

4 選考にあたり、本財団の口語詩句事業応募作品の重複があった場合は、当該応募は取り消しとなる。

5 本財団は本条第2項面接選考の出席者に対し、別途定める交通費支給規程に従い、交通費を支給することができる。

(決定通知)

第6条 理事長は、奨学金給付通知書授与式(以下「授与式」という)において、合格者に対し、同通知書を授与する。授与式が開催されない場合、本財団の定める方法により同通知書を授与することができる。

2 合格者は、前項に定める通知書の受領をもって、奨学生たる地位を取得する。

3 合格者は、正当な理由なく授与式に欠席した場合、奨学生となる資格を失う。ただし、合格者が中学校、高等学校の在籍者であり、郵送にて奨学金給付通知書を授与した場合、授与式出席を免除され、奨学生となる資格を得ることができる。

4 本財団は授与式の出席者に対し、別途定める交通費支給規程に従い、交通費を支給することができる。

(奨学金の給付)

第7条 奨学金の給付は月毎に、本財団が指定する金融機関に設けた奨学生本人名義の預金口座に、本財団が指定する時期に振り込む方法により行う。ただし、特別の事情がある者については、この限りではない。

(奨学金の給付の停止)

第8条 本財団は、奨学生が休学したときは、原則として、当該期間中、奨学金の給付を停止する。復学のうえ、給付再開を希望する奨学生は、奨学金給付再開依頼書の届出を本財団宛に行い、かかる給付再開について理事会承認を得られた場合、理事会承認月以降に奨学金給付を再開することができる。

2 奨学生は本財団理事会が定める月間規定数以上の作品投稿を怠った場合、翌月以降の奨学金給付を停止する。

3 前項により奨学金給付停止となった奨学生が、月間規定数以上の作品投稿規程を履行したことにより奨学金給付再開について理事会承認を得られた場合、理事会承認月以降に奨学金給付を再開することができる。

(奨学金の打ち切り)

第9条 本財団は、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、奨学金の給付を打ち切ることができる。

(1) 学生たる地位を喪失したとき

(2) 学生としての責務を怠るなど、その言動が本財団の奨学生として適切でないとき

(3) 内容虚偽の書類を提出するなど、応募手続又は選考手続において、不誠実な行為があ

ったことが判明したとき

- (4) 奨学生としての義務を怠ったとき
- (5) 奨学金の給付を受けることを辞退したとき
- (6) その他奨学金の支給を要しない理由が生じたとき
- (7) 奨学生の知人の本財団関係者が他の本財団関係者に推選を働きかけたことが判明したとき

2 前条第2項により、奨学金給付停止となった奨学生において、再度、作品投稿規定違反があった場合、翌月以降、奨学生期間中のすべての奨学金の給付を打ち切る。

(奨学生の義務)

第10条 奨学生は在学中、口語詩句の創作に励み、優れた考え方の涵養に務めなければならない。

2 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく本財団に届け出なければならない。

- (1) 学生たる地位を喪失したとき
- (2) 在籍する教育機関を休学するとき
- (3) 在籍する教育機関から停学ほか、懲戒処分又は注意処分を受けたとき
- (4) 住所、氏名、連絡先電話番号等を変更したとき
- (5) 在籍する教育機関に異動があるとき(進学、留学等を含む。)
- (6) 奨学金の支給を要しない理由が生じたとき
- (7) その他本財団が奨学生に事前に指定した事由が発生したとき

3 大学に在籍する奨学生は、本財団が主催する懇親会等への参加を要請された場合、可能な限り、出席するものとする。

第3章 補則

(実施細則)

第11条 この規程の実施について必要な細則は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 本規程は、2019年2月20日から施行する。
- 2 本規程の一部を改定し、2019年11月22日から施行する。
- 3 本規程の一部を改定し、2020年6月1日から施行する。
- 4 本規程の一部を改定し、2020年10月8日から施行する。
- 5 本規程の一部を改定し、2021年1月5日から施行する。
- 6 本規程の一部を改定し、2021年7月15日から施行する。

- 7 本規程の一部を改定し、2022年2月14日から施行する。
- 8 本規程の一部を改定し、2023年1月12日から施行する。